

第 2 回習志野市バリアフリー 基本構想策定協議会

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日

都市整備部 都市計画課

○協議会のスケジュール

●第1回（8月22日：前回）

- ・法の理解
- ・これまでの取り組みの確認
- ・協議会の役割
- ・協議会のスケジュール

●第3回（12月頃：予定）

- ・バリアフリー化に向けての
取り組み事業の検討
- ・ソフト施策に関する事項の検討

●第2回（10月21日：今回）

- ・基本理念・基本方針の検討
- ・各地区の現状と課題
- ・重点整備地区の検討
- ・生活関連施設及び
生活関連経路の検討

●第4回（2月頃：予定）

- ・基本構想（案）の策定
- ・パブリックコメントについて

◆本日の議事

- 本日の議事について

1. 基本理念・基本方針の検討

P4

2. 各地区の現状と課題

P17

3. 重点整備地区の検討

P21

4. 生活関連施設及び生活関連経路の検討

P34

●習志野市としてのこれまでの取り組み

H16.7 交通バリアフリー基本構想策定協議会を設置

H17.3 交通バリアフリー基本構想を策定

H18.3 交通バリアフリー特定事業計画を策定

H18～H22 交通バリアフリー特定事業の実施

H22 交通バリアフリー特定事業の目標年度

H23～H24 バリアフリー基本構想策定庁内検討会を実施

H24 バリアフリー基本構想策定のための現況調査を実施

旧法に基づいた
取り組み

新法に基づいた
取り組み

●基本理念(案)

移動等の円滑化に係る整備を通じて、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままにくらすことができる社会を目指します。



●基本方針(案)

①重点整備地区を定め、官民連携によるバリアフリー整備を推進します。

習志野市バリアフリー基本構想は、基本理念及び国の基本方針に基づき、主に高齢者・障がい者等が利用する駅等生活関連施設を中心とした一定の区域を定め、市、特定事業者及び高齢者・障がい者等並びに市民が連携しバリアフリー化を推進します

②官民協働して基本構想を策定し、ユニバーサル社会の実現を促進します。

習志野市バリアフリー基本構想は、市、特定事業者及び高齢者・障がい者等並びに市民が協働して策定することにより、ユニバーサル社会の実現を促進します



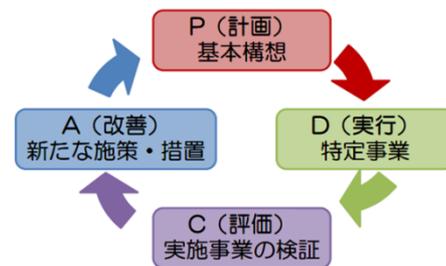
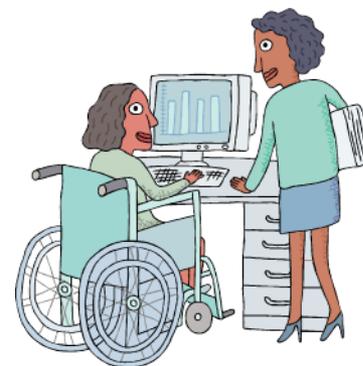
●基本方針(案)

③ 「心のバリアフリー」を促進します。

習志野市バリアフリー基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。(心のバリアフリーの推進)

④ スパイラルアップを導入し、段階的にバリアフリー化を図っていきます。

習志野市バリアフリー基本構想では特定事業者が行うバリアフリー化事業、心のバリアフリー施策について、継続的に検証することにより、段階的にバリアフリー化を図ります。



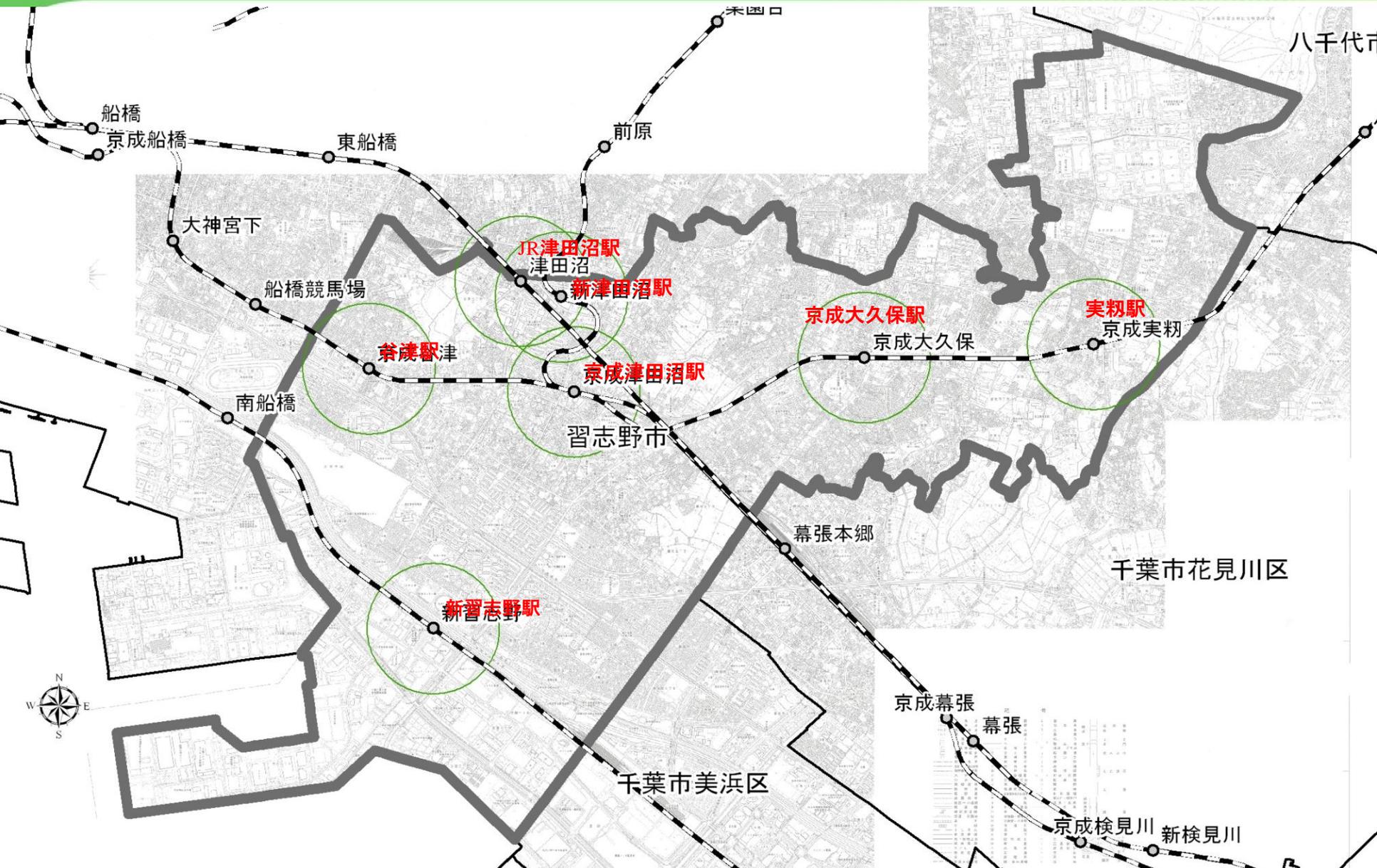
● バリアフリー基本構想の目標年次（案）

- ・ 習志野市バリアフリー基本構想の目標年次（案）は、**平成37年度（平成26年を起点として12年）**とします。
- ・ 上位計画である次期習志野市基本構想に即して設定しております。



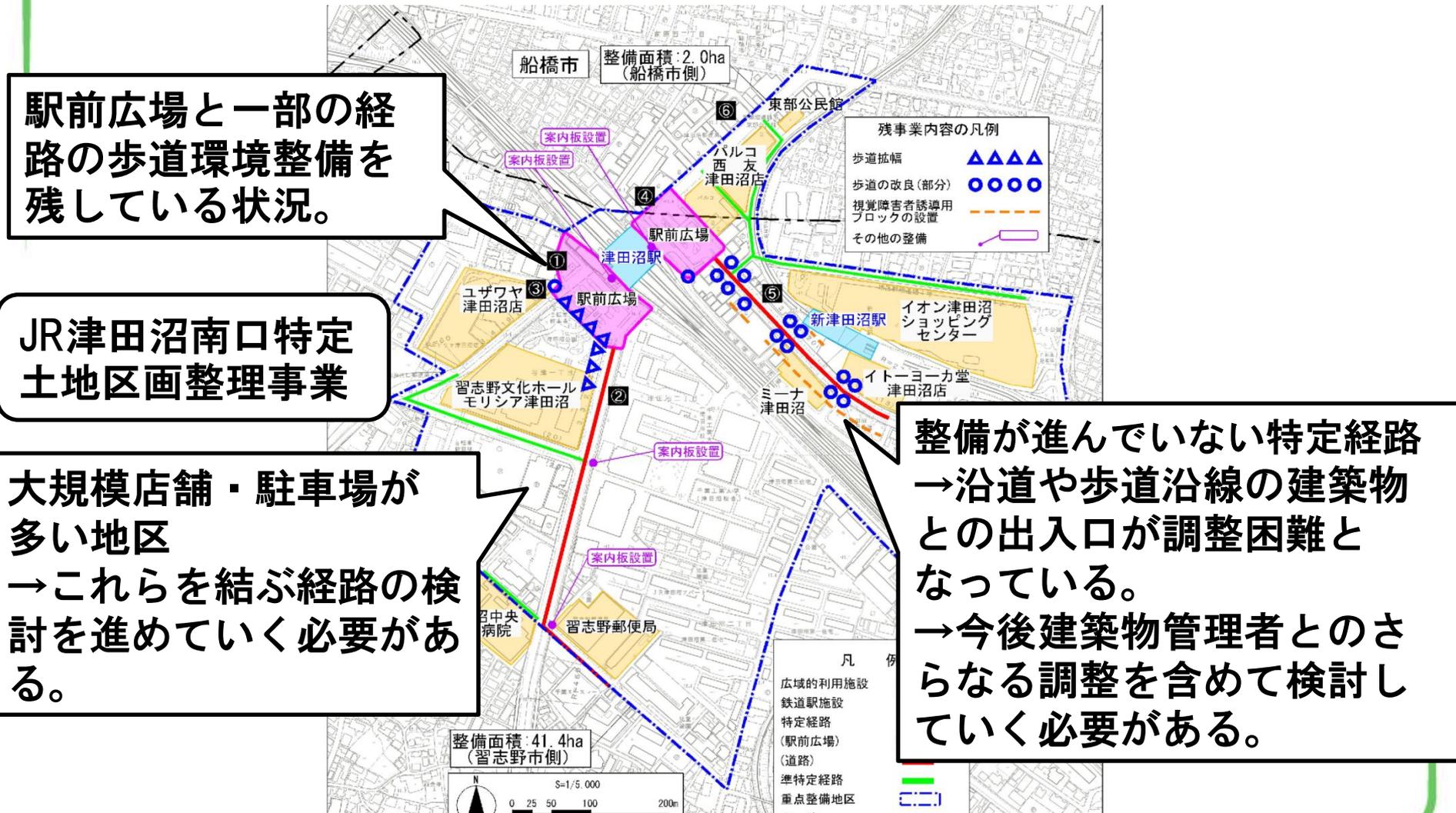
議事 2. 各地区の現状と課題

(2) 各地区の現状と課題



(2) 各地区の現状と課題

●【JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区】



駅前広場と一部の経路の歩道環境整備を残している状況。

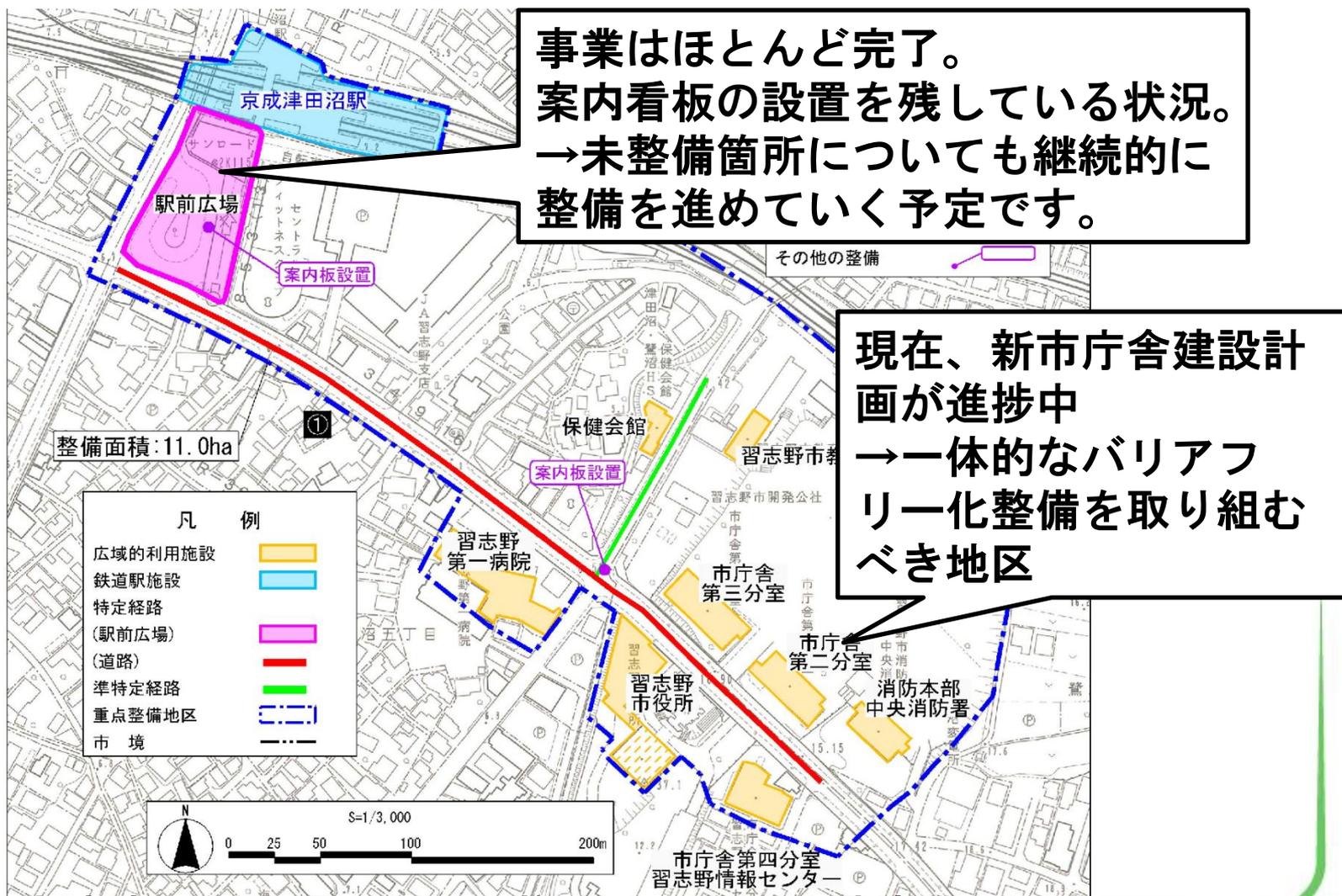
JR津田沼南口特定土地区画整理事業

大規模店舗・駐車場が多い地区
→これらを結ぶ経路の検討を進めていく必要がある。

整備が進んでいない特定経路
→沿道や歩道沿線の建築物との出入口が調整困難となっている。
→今後建築物管理者とのさらなる調整を含めて検討していく必要がある。

(2) 各地区の現状と課題

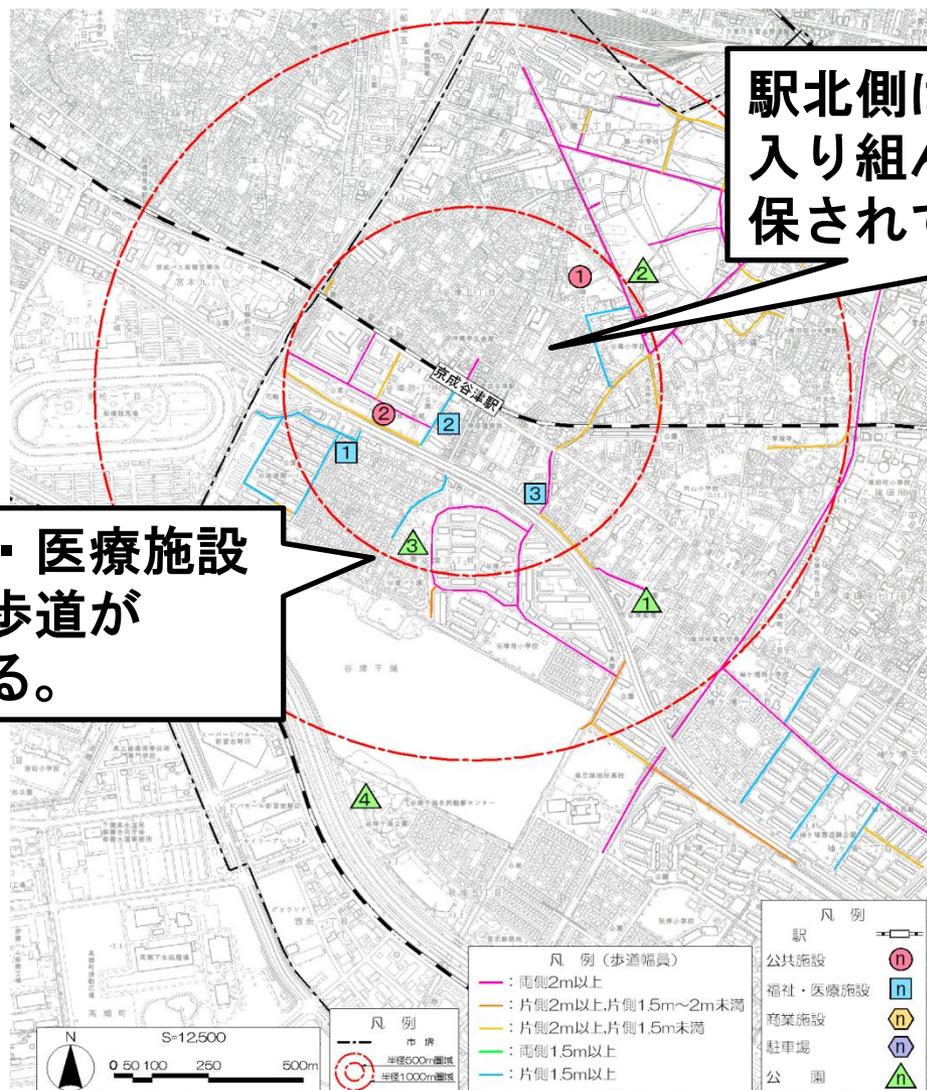
●【京成津田沼駅周辺地区】



京成津田沼駅周辺地区の施設配置状況・残事業

(2) 各地区の現状と課題

●【京成谷津駅周辺地区】



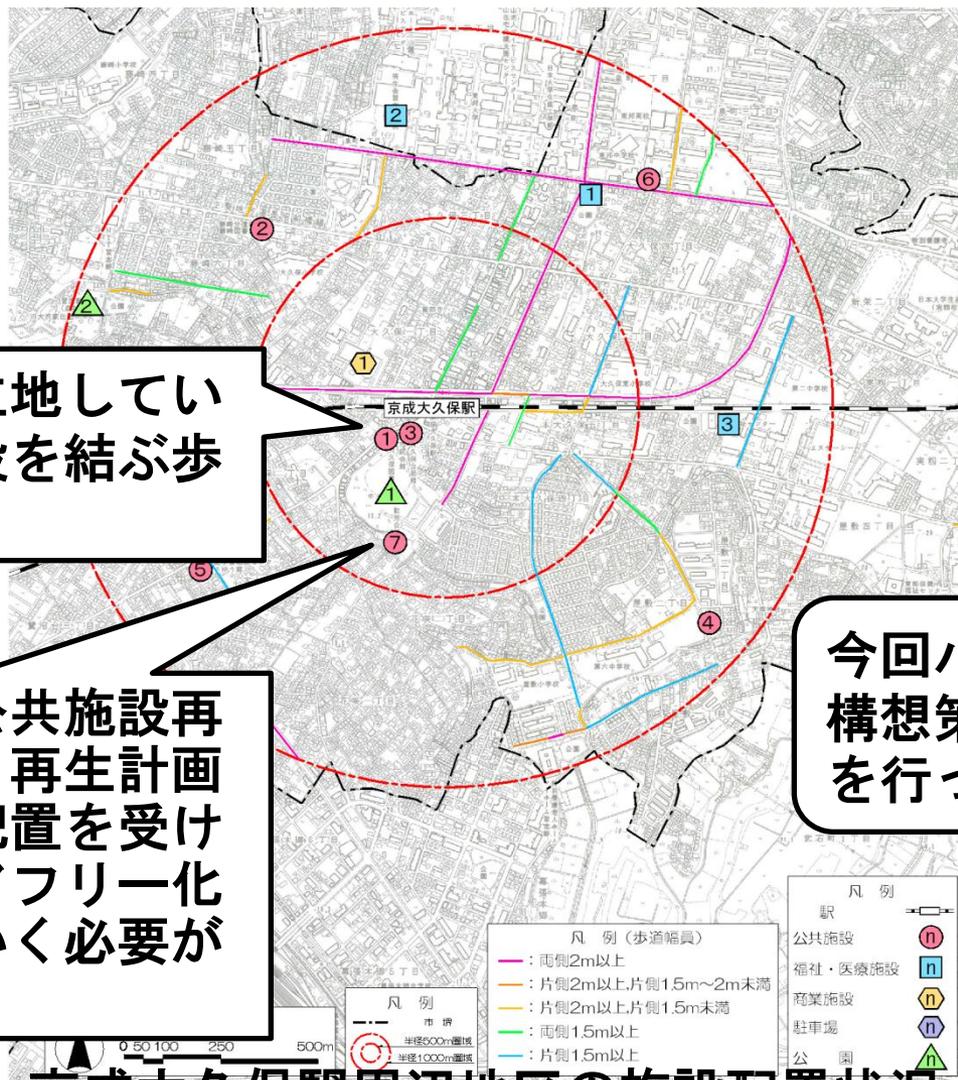
駅北側は生活道路が複雑に入り組んでおり、歩道が確保されていない区間も多い。

公園・保健施設・医療施設
→ 駅から繋がる歩道が狭い箇所がある。

京成谷津駅周辺地区の施設配置状況

(2) 各地区の現状と課題

●【京成大久保駅周辺地区】



公共施設が多数立地しているが、駅と各施設を結ぶ歩道が狭い。

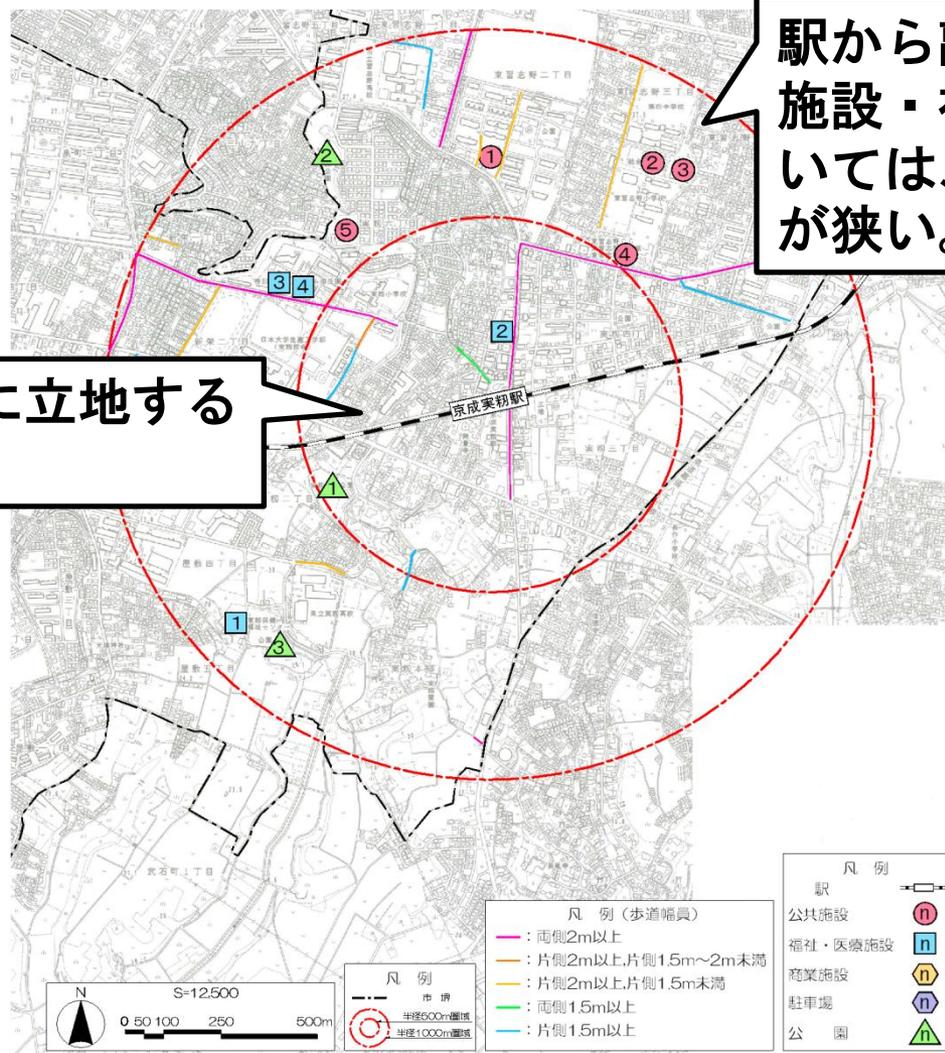
大久保駅周辺の公共施設再生計画を考慮し、再生計画後の公共施設の配置を受けて、今後のバリアフリー化整備を検討していく必要がある。

今回バリアフリー基本構想策定に向けた検討を行っていきます。

京成大久保駅周辺地区の施設配置状況

(2) 各地区の現状と課題

●【京成実籾駅周辺地区】



駅から離れている社会教育施設・福祉施設・公園については、駅から繋がる歩道が狭い。

駅から500m圏内に立地する施設が少ない。

京成実籾駅周辺地区の施設配置状況

(2) 各地区の現状と課題

●【JR新習志野駅周辺地区】

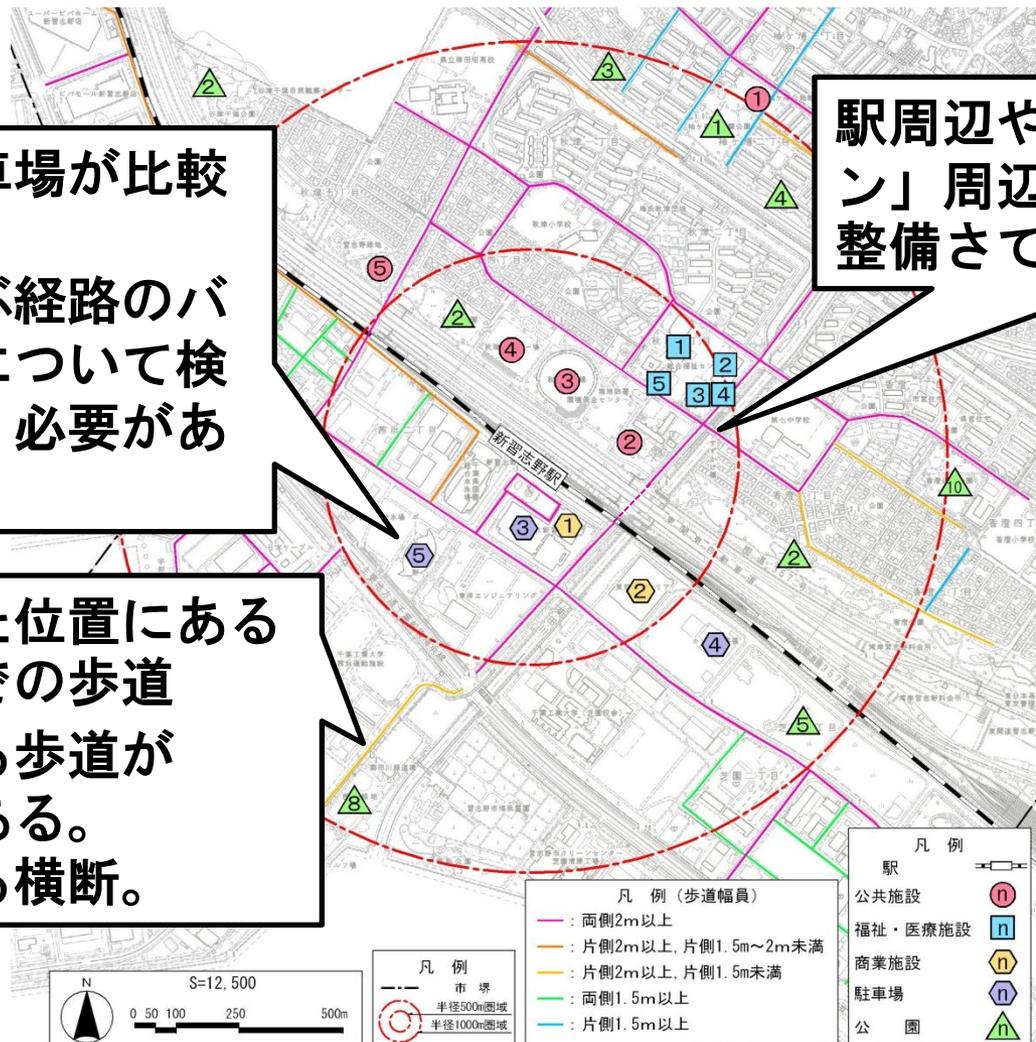
商業施設・駐車場が比較的多い地区

→これらを結ぶ経路のバリアフリー化について検討を進めていく必要がある。

・駅から離れた位置にある公園・緑地までの歩道

→駅から繋がる歩道が狭い箇所がある。
歩道橋による横断。

駅周辺や「ふれあいゾーン」周辺は広幅員の歩道が整備されている。



JR新習志野駅周辺地区の施設配置状況

議事 3. 重点整備地区の検討

(3) 重点整備地区の検討

1. 本日の検討① 重点整備地区

◆重点整備地区とは◆

道路や鉄道駅などのハード部分のバリアフリー整備を
市内で優先的に進めていく地区。

➡ 第2回協議会では、施設の集積や地域特性等の観点から、
設定要件（案）を整理した上で、実現可能性等を勘案し、
市内各地区の重点整備地区（案）の検討をして頂きます。

※バリアフリー法では

- ①生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常
徒歩で行われる地区
- ②バリアフリー化事業が実施されることが特に必要である地区。
- ③バリアフリー化整備の実施により、総合的な都市機能の増進を図る上で
有効かつ適切であると認められる地区。

(3) 重点整備地区の検討

1. 本日の検討② 生活関連施設

◆生活関連施設とは◆

重点整備地区において、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活に利用する施設で、徒歩圏内（概ね500～1,000m）に立地している施設を「生活関連施設」といいます。

➡ 第2回協議会では、選定要件（案）を整理し、市内各地区内の生活関連施設を検討して頂きます。

バリアフリー法では

①生活関連施設

「高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設として設定する対象としています。（バリアフリー法第2条第1項第21号イ）

②高齢者、障がい者等が利用する施設（建築物）

特別特定建築物（バリアフリー法第2条第1項第17号）※次ページ参照⁹

◆生活関連施設とは◆

※特別特定建築物とは…（別紙「資料4」参照）

- ・ 不特定多数の方が利用する施設 又は 高齢者、障がいのある方などが利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものです。

（例：病院、百貨店、ボーリング場、郵便局等）

- ・ 特別特定建築物では、2,000 m²以上の新築・改築等を行う場合、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる。

※ 既存の特別特定建築物については、建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努力しなければならないとされています。

（バリアフリー法第14条 第5項）

(3) 重点整備地区の検討

1. 本日の検討③ 生活関連経路

◆生活関連経路とは◆

重点整備地区内において、駅等の生活関連施設間を結ぶ
徒歩移動が可能な経路を「生活関連経路」といいます。

➡ 着実に対応していく必要がある経路を選定し、
バリアフリーネットワークを構築することを目標に、
地形的制約や沿道の市街化状況を踏まえながら
生活関連経路（案）の検討を行って頂きます。

バリアフリー法では

重点整備地区において、生活関連施設相互間の経路を
「生活関連経路」といいます。

(バリアフリー法第2条 第1項第21号ロ)

2. 重点整備地区の選定要件

以下の視点で候補地区の設定を行い、地区の整備順位を評価しました。

●重点整備地区の選定手順

- ① バリアフリー法の重点整備地区設定の規定に沿った候補地区の設定
 - ・ 徒歩移動が可能な範囲に、施設（公共，福祉・医療，商業等）が集積している
 - ・ 一般交通用施設（道路等）の事業の実施が必要
 - ・ 総合的な都市機能の増進が有効で適切（広域都市拠点）
 - ・ その他（特に整備が必要な地区）
- ② 候補地区の地域特性を反映するため、施設立地状況等から地区の優先性を評価

(3) 重点整備地区の検討

●重点整備地区の選定手順① 候補地区の設定

バリアフリー法における重点整備地区設定の規定		本市における適用の方向性
バリアフリー法第2条第21号	国の基本方針 三2(1)	
イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。	①地区全体の面積が概ね四百ha未満福祉施設等の特定建築物が三以上所在 当該施設相互間の移動が徒歩特定旅客施設を含む重点整備地区の設定が求められる地区	地域拠点である駅を中心とした地区＋生活関連施設集積地区 ⇒谷津駅、京成津田沼駅、京成大久保駅、実籾駅＋秋津総合福祉ゾーン、ブレーメン
ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路その他）について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であることが認められる地区であること。	②移動円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要	区画整理事業、再開発事業等の市街地開発事業と一体的な整備が特に必要な地区 ⇒JR津田沼駅南口土地区画整理事業地区
ハ 当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	③実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性	広域都市拠点（消費・勤労・交流・交通結節機能が集積） ⇒JR津田沼駅、JR新習志野駅
		独自規定：住居地域のうち特に高齢化率が高い地区 ⇒秋津圏域

(3) 重点整備地区の選定

候補地区の設定 (1) 施設集積

- ①生活関連施設を3施設以上含む **バリアフリー法・基本方針を参考**
かつ

生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる

- ②徒歩圏：**バリアフリー基本構想での選定**

主要な生活関連施設から500m～1kmの範囲を目安

- ・新たに選定する重点整備地区……………500m
- ・継続して整備を行う重点整備地区……………1km

地域拠点である駅を中心とした地区

[谷津駅、京成津田沼駅、京成大久保駅、実籾駅]

生活関連施設集積地区

秋津総合福祉ゾーン、ブレーメン

候補地区の設定 (2) 一般交通用施設の事業の実施

バリアフリー法・基本方針を参考

生活関連施設及び生活関連経路を構成する

一般交通用施設について

→移動等円滑化のための事業が実施されることが
特に必要であると認められる地区であること。

区画整理事業、再開発事業等の市街地開発事業と
一体的な整備が特に必要な地区

[JR津田沼駅南口土地区画整理事業地区]

候補地区の設定 (3) 総合的な都市機能の増進

バリアフリー法・基本方針を参考

- ・ 交流、消費・勤労等の経済活動の場
- ・ 交通結節点としての機能を有する
- ・ 都市の骨格をなす地区
 - 移動等円滑化のための事業を実施することで、都市機能の増進が図られると認められること。

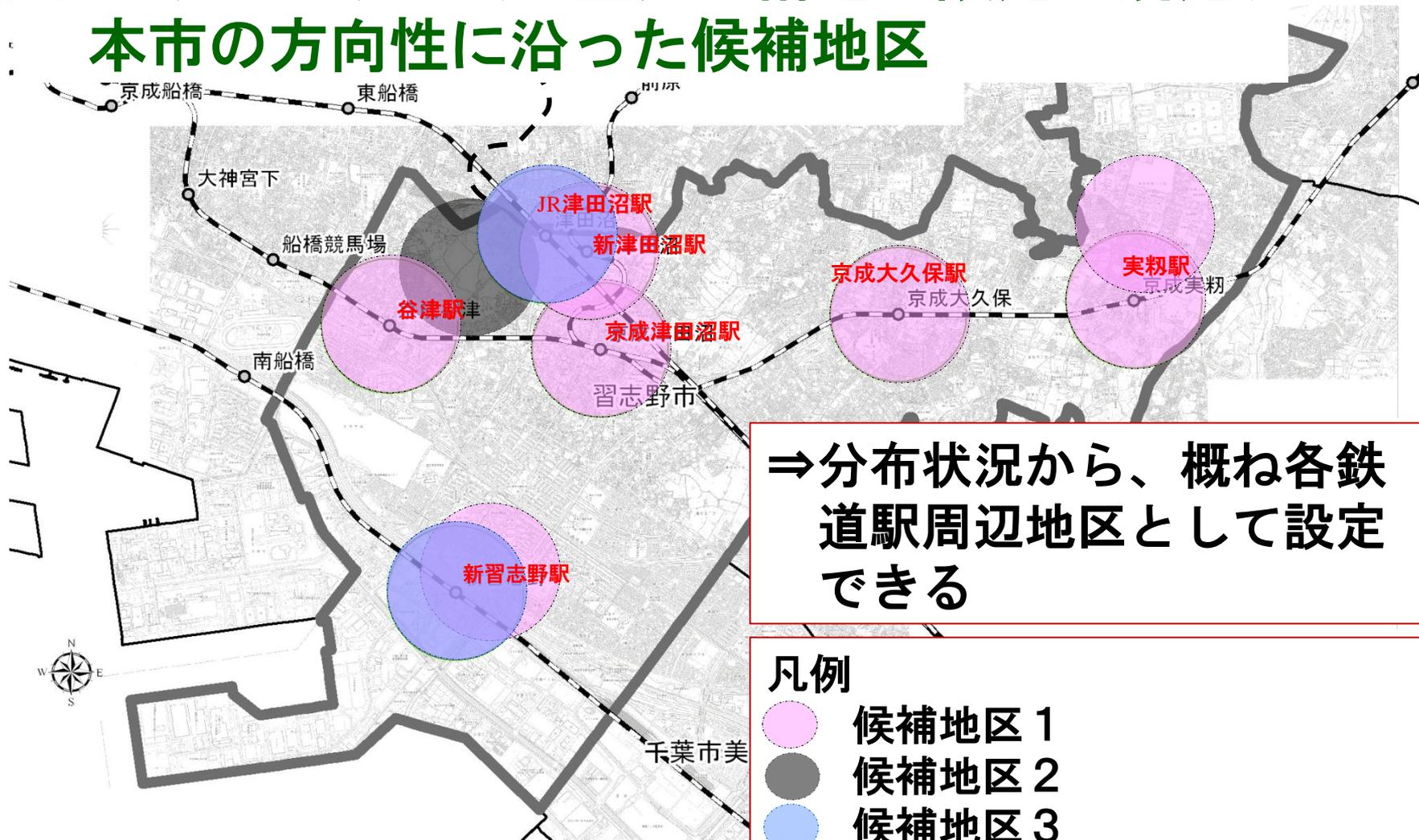
広域都市拠点

(消費・勤労・交流・交通結節機能が集積)

[JR津田沼駅、JR新習志野駅]

(3) 重点整備地区の選定

● バリアフリー法の重点整備地区設定の規定、本市の方向性に沿った候補地区



(3) 重点整備地区の検討

●重点整備地区の選定手順②

- 本市の鉄道駅周辺地区は、JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区と、京成津田沼駅周辺の**2地区に施設立地が集中しており、その他の駅周辺地区は、それぞれ特徴の異なる地域特性**となっています。
- そこで、その他の駅周辺地区については、**バリアフリー化の観点から特に重要と考えられる施設分類ごとの立地数から優先性を検討**しました。
- 評価は、以下の視点に従って順に検討しました。
 - 視点1：鉄道乗降者数、駅周辺人口、高齢者人口が多い
 - 視点2：生活関連施設候補の立地総数が多い
 - 視点3：医療・福祉施設、公共施設の立地が多い

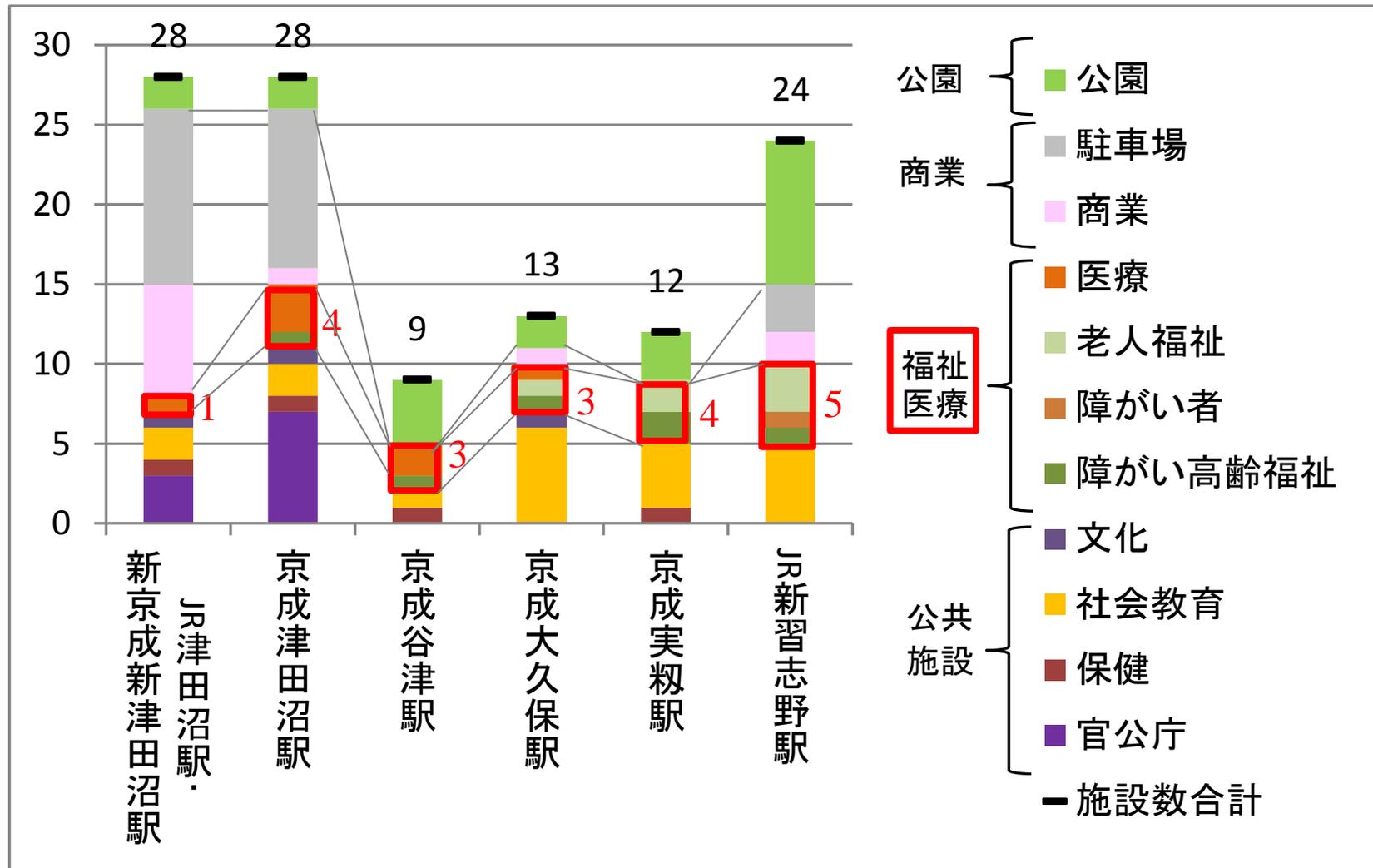
(3) 重点整備地区の検討

● 施設立地状況からの評価

※施設のカウン트는駅から1km圏域で実施し、一部重複がある

大分類	小分類	交通バリアフリー駅周辺地区別の施設所在地					
		JR津田沼駅・ 新京成新津田 沼駅	京成津田沼駅	京成谷津駅	京成大久保駅	京成実籾駅	JR新習志野駅
【視点1】 地域情報	鉄道乗車客数	136,580	47,984	5,576	15,572	11,274	12,678
	人口	45,189	35,187	35,496	32,794	23,908	13,266
	高齢者率(%)	14.0	17.7	18.1	19.8	20.7	26.8
	高齢者数	6,326	6,228	6,425	6,493	4,951	3,555
【視点2】	施設数合計	28	28	9	13	12	24
【視点3】 福祉・医療施設	障がい高齢福祉	0	1	1	1	2	1
	障がい者	1	4	3	3	4	5
	老人福祉	0	0	0	0	2	3
	医療	1	3	2	1	0	0
【視点3】 公共施設	官公庁	3	7	0	0	0	0
	保健	7	11	2	7	5	5
	社会教育	2	2	1	6	4	5
	文化	1	1	0	1	0	0
商業施設・駐車場	商業	18	11	0	1	0	5
	駐車場	7	1	0	1	0	2
公園	公園	2	2	4	2	3	9
	関連する市の事業	JR津田沼駅 南口土地区 画整理事業	新市庁舎建 替え計画		公共施設再 編計画(生涯 学習施設)		
地区整備優先順位 の評価	施設立地による拠点 性からの評価	1	2	6	4	5	3

● 施設立地状況からの評価



(3) 重点整備地区の検討

●各地区の評価

※優先度ランクの順位：◎>○>△>—

地区名	地区特性	優先性の評価	
JR津田沼駅・新京成新津田沼駅	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道乗降客数が非常に多く、駅周辺人口、高齢者数も多い ・生活関連施設候補の立地が多く、特に商業施設が多い 	市内で最も 市民が集まり 、今後も人口増加が見込まれる 拠点性の高い地区	◎
京成津田沼駅	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道乗降客数が多く、駅周辺人口、高齢者数も多い ・生活関連施設候補の立地が最も多く、特に公共施設が多い 	駅利用者が多く 、利用頻度の高い 官公庁施設が立地する地区	◎
京成谷津駅	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺人口、高齢者数は多いが、鉄道乗降客数は少ない ・生活関連施設候補の立地は多いが、公園が大半を占めている 	駅利用者が少なく 、公園が多い地区	—
京成大久保駅	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道乗降客数は比較的多く、駅周辺人口、高齢者数とも比較的多い ・生活関連施設候補の立地は少ないものの、公共施設は多い 	公共施設が多く 公共施設再編計画がある地区	△
京成実籾駅	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道乗降客数は比較的多いが、駅周辺人口、高齢者数は比較的少ない ・生活関連施設候補の立地は比較的少なく、商業施設がない 	施設立地が比較的 少なく 、 商業施設が無い地区	—
JR新習志野駅	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道乗降客数は比較的多いが、駅周辺人口、高齢者数は少ない ・生活関連施設候補の立地が多く、特に医療・福祉施設が多い 	施設立地、特に医療・福祉施設が多く、 福祉的拠点性の高い地区	○

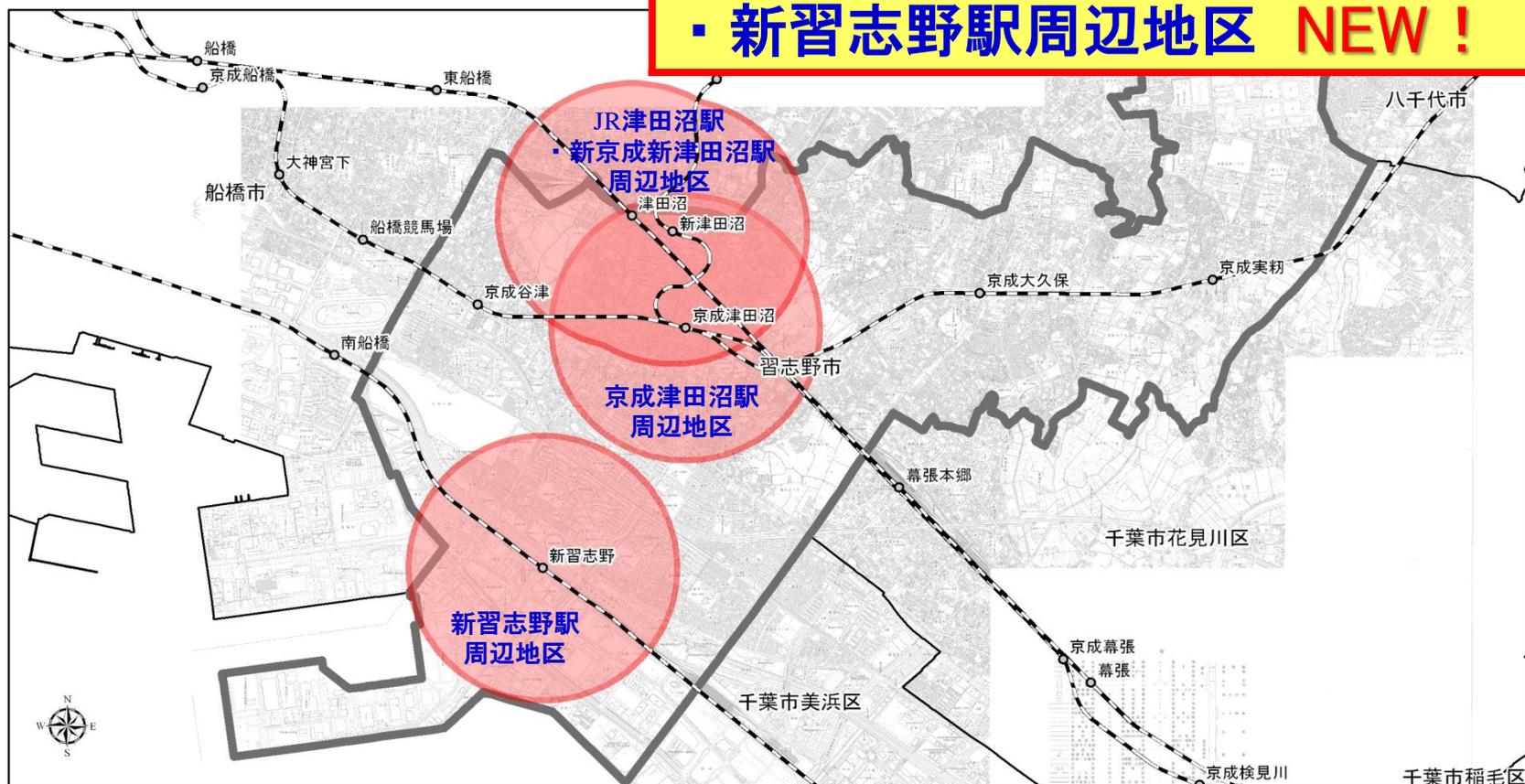
(3) 重点整備地区の検討

● 重点整備地区案



重点整備地区案

- JR津田沼駅・新京成新津田沼駅
周辺地区
- 京成津田沼駅周辺地区
- 新習志野駅周辺地区 **NEW!**



議事 4 . 生活関連施設 及び 生活関連経路の検討

◆習志野市における生活関連施設(案)の選定◆

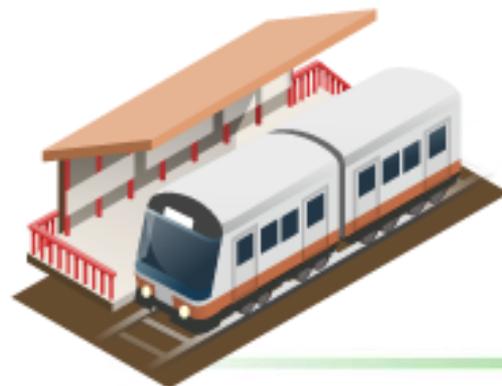
本市においては、バリアフリー法に基づき、駅、建築物、駐車場、都市公園のうち、以下に示す条件を全て満たす施設を生活関連施設(案)に選定します。【別紙資料5参照】

- ① 高齢者や障がい者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること。
- ② 建築物の場合、床面積が2000㎡以上の特別特定建築物等 又は床面積が2000㎡以下でも次のいずれかに該当する特別特定建築物
 - ・ 本庁機能、バリアフリー化が特に必要な官公庁施設
 - ・ 複合／集積している保健関係施設（生活関連経路上にある）
 - ・ 日常的に高齢者・障がい者等が使う施設と複合している施設
- ③ その施設へ至る手段が、鉄道駅から徒歩であること。
- ④ 施設相互間の経路設定が可能であること。

(1) 駅（特定旅客施設）

- 重点整備地区における中心的な役割を担う施設として、特定旅客施設が定められております。
- 国の指針においても駅（特定旅客施設）は生活関連施設に定められています。
- 本市では、各駅においてエレベーター等の設置の整備が進められており、また、駅舎を中心としたバリアフリー化に向け、利用者に配慮した多目的トイレや介助サポート等も進められている特定旅客施設であることから、以下の駅を生活関連施設とします。

- JR津田沼駅
- 新京成新津田沼駅
- 京成津田沼駅
- JR新習志野駅



(2) 建築物① 官公庁施設

各種行政手続きを行う中心的施設で、あらゆる市民の生活にとって特に重要な施設です。そのため、市民の誰もが快適に利用できるよう周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。

(3) 建築物② 保健施設 (保健会館、地域包括支援センター等)

介護、医療、福祉等に関する相談の場となる施設で、地域に密着したサービスを提供しています。また、同じ建物内には保健や福祉施設が存在しており、複合化が図られた施設の周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。

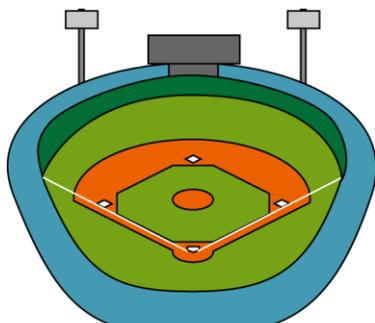


(4) 建築物③ 社会教育施設 (図書館・公民館・運動場等)

「つどい」の場となる中心的施設で、あらゆる市民の生活にとって特に重要な施設です。そのため、市民の誰もが快適に利用できるよう周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。

(5) 建築物④ 文化施設 (文化ホール)

多目的に活用が可能な空間機能を持ち、収容人員も1,000人規模を要する「ホール」的な要素を持つことから、生活関連施設とします。



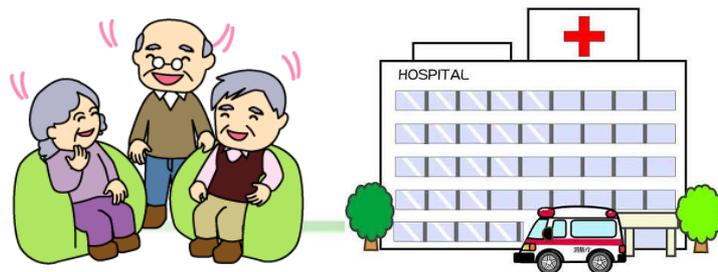
(6) 建築物⑤ 福祉施設（老人ホーム、障がい児・者施設等）

高齢者・障がい者等の「生活」「通所」「つどい」の場となる中心的施設で、バリアフリーの視点から見て介助者・支援者を含めたあらゆる市民の生活にとって特に重要な施設です。

そのため、市民の誰もが快適に利用できるよう周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。

(7) 建築物⑥ 医療施設（病院）

市民の暮らしの中で生じる病気・けが等のために欠かすことのできない施設です。そのため、医療施設の中でも特に重要な病院・急病診療所として、二次救急病院と急病診療所を生活関連施設とします。

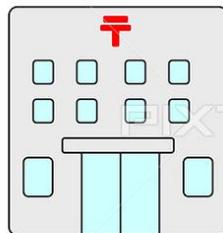
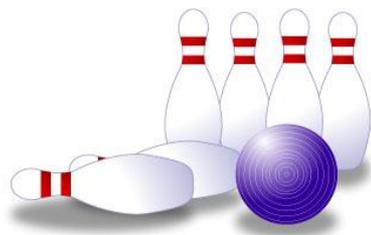


(8) 建築物⑦ 商業施設（店舗、郵便局等）

市民の生活にとって欠かすことのできない施設です。そのため、床面積2000㎡以上の比較的大規模な商業等の施設を生活関連施設とします。

(9) 駐車場（届出駐車場）

法律でバリアフリー化が義務付けられている、高齢者や障がい者をはじめ、様々な方が自由に利用でき、料金を徴収する自動車駐車場（一時貸し）で、駐車に供する面積が500㎡以上、かつ、届出が必要な路外駐車場を生活関連施設とします。



(10) 公園（近隣公園以上）

主として近隣に居住する方が日頃から使われる公園として面積約2ha以上の近隣公園（以上の規模の公園）は、市民の癒しの場所となっており、あらゆる人が快適に利用できるように周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。



(4) 生活関連施設及び生活関連経路の検討

■ JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区における生活関連施設(案)

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	官公庁	庁舎分室(サンロードビル)	800	1			
公共施設	保健	保健会館、HS、地域包括C	900	2			
公共施設	社会教育	給食センター	700	3			
公共施設	文化	習志野文化ホール	200	4			
公共施設	官公庁	JR津田沼駅連絡所	200	5			
公共施設	官公庁	船橋市津田沼連絡所	300	6			
公共施設	社会教育	船橋市東部公民館	300	7			
福祉・医療施設	医療	津田沼中央病院	500		1		
商業施設・駐車場	商業	習志野郵便局	500			1	
商業施設・駐車場	商業	ユザワヤ津田沼店	300			2	
商業施設・駐車場	商業	モリシア津田沼	200			3	
商業施設・駐車場	商業	津田沼PARCO	200			4	
商業施設・駐車場	商業	イオン津田沼SC	100			5	
商業施設・駐車場	商業	イトーヨーカドー津田沼店	100			6	
商業施設・駐車場	商業	奏の杜フォルテ津田沼店	400			7	
商業施設・駐車場	駐車場	シティーパーク津田沼パーキング	300			8	
商業施設・駐車場	駐車場	松栄パーキング駐車場	100			9	
商業施設・駐車場	駐車場	新津田沼駐車場	200			10	
商業施設・駐車場	駐車場	サンベデック立体駐車場	300			11	
商業施設・駐車場	駐車場	サンベデック駐車場	200			12	
商業施設・駐車場	駐車場	イトーヨーカドー津田沼店駐車場	200			13	
商業施設・駐車場	駐車場	東洋エンジニアリングTEC	300			14	
商業施設・駐車場	駐車場	津田沼駅前商業ビル駐車場	300			15	
商業施設・駐車場	駐車場	サンベデック第二駐車場	300			16	
商業施設・駐車場	駐車場	イオン(株)ジャスコ津田沼店	200			17	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズコナミススポーツクラブ津田沼	300			18	
商業施設・駐車場	駐車場	(仮称)奏の杜ショッピングセンター駐車場	500			18	
公園	公園	谷津近隣公園	800				1
公園	公園	津田沼緑地	100				2

公共施設 7施設

【官公庁】3施設

【保健施設】1施設

【社会教育施設】2施設

【文化施設】1施設

福祉医療施設 1施設

【福祉施設】なし

【医療施設】1施設

商業施設・駐車場 18施設

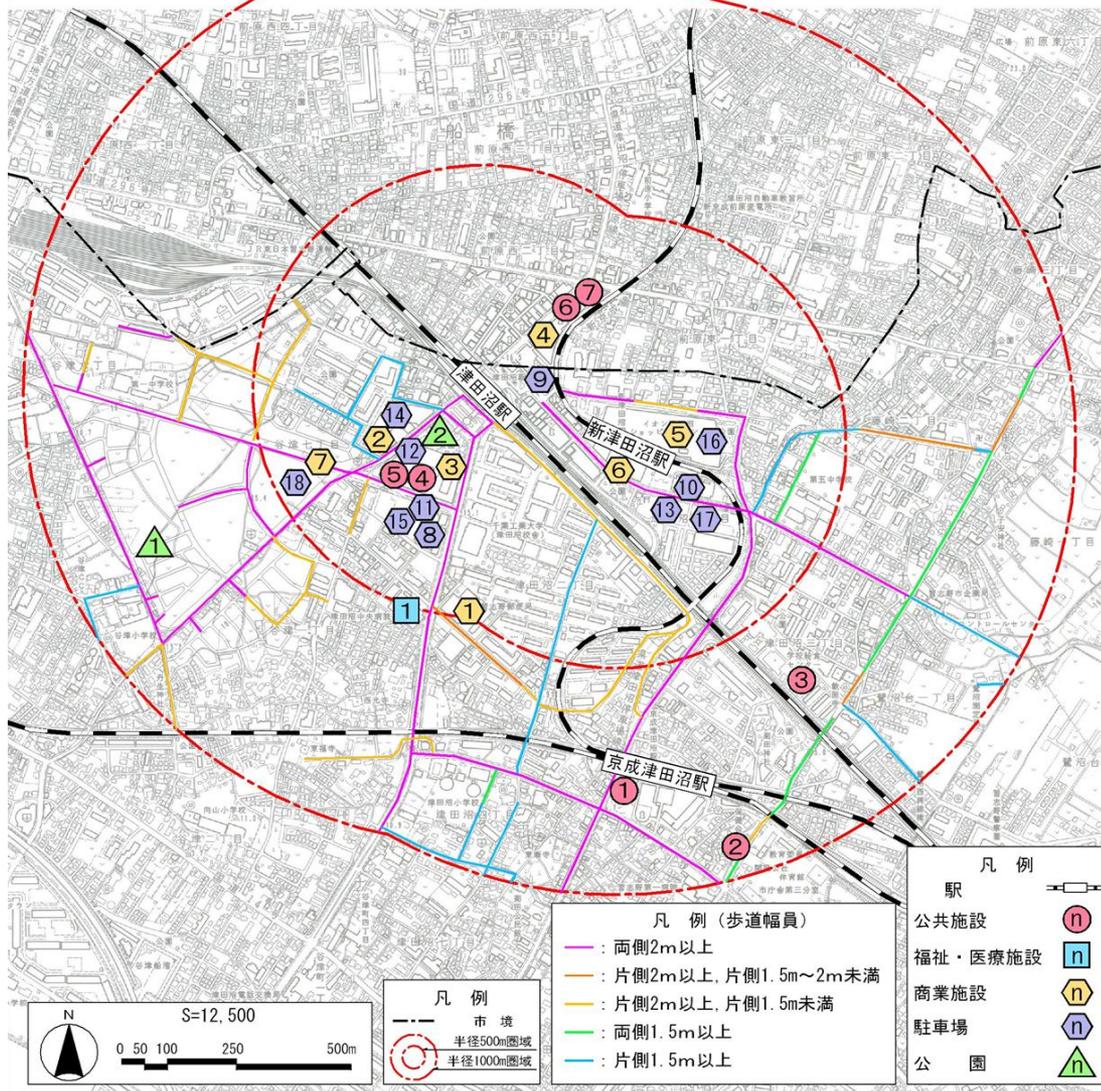
【商業施設】7施設

【駐車場】11施設

公園

【近隣公園】2施設

■ JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区における生活関連施設(案)



公共施設 7施設

【官公庁】3施設

【保健施設】1施設

【社会教育施設】2施設

【文化施設】1施設

福祉医療施設 1施設

【福祉施設】なし

【医療施設】1施設

商業施設・駐車場 18施設

【商業施設】7施設

【駐車場】11施設

公園

【近隣公園】2施設

(4) 生活関連施設及び生活関連経路の検討

■京成津田沼駅周辺地区における生活関連施設(案)

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	官公庁	市役所本館	400	1			
公共施設	官公庁	市役所新館	400	2			
公共施設	官公庁	庁舎分室(サンロードビル)	100	3			
公共施設	官公庁	市役所第二分室	400	4			
公共施設	官公庁	市役所第三分室	400	5			
公共施設	官公庁	市役所第四分室	500	6			
公共施設	官公庁	教育委員会	300	7			
公共施設	保健	保健会館、HS、地域包括C	200	8			
公共施設	社会教育	菊田公民館	400	9			
公共施設	社会教育	給食センター	400	10			
公共施設	文化	習志野文化ホール	800	11			
福祉・医療施設	障がい高齢福祉	養護老人ホーム白鷺園	800		1		
福祉・医療施設	医療	急病診療所	200		2		
福祉・医療施設	医療	習志野第一病院	300		3		
福祉・医療施設	医療	津田沼中央病院	600		4		
商業施設・駐車場	商業	千葉エースレーン	500			1	
商業施設・駐車場	駐車場	シティーパーク津田沼パーキング	700			2	
商業施設・駐車場	駐車場	松栄パーキング駐車場	900			3	
商業施設・駐車場	駐車場	新津田沼駐車場	600			4	
商業施設・駐車場	駐車場	サンペデック立体駐車場	800			5	
商業施設・駐車場	駐車場	サンペデック駐車場	900			6	
商業施設・駐車場	駐車場	イトーヨーカドー津田沼店駐車場	600			7	
商業施設・駐車場	駐車場	サンペデック第二駐車場	800			8	
商業施設・駐車場	駐車場	イオン(株)ジャスコ津田沼店	700			9	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズコナミススポーツクラブ津田沼	600			10	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズ習志野市役所第三分室前駐車場	400			11	
公園	公園	鷺沼城址公園	600				1
公園	公園	津田沼緑地	900				2

公共施設 11施設

【官公庁】7施設

【保健施設】1施設

【社会教育施設】2施設

【文化施設】1施設

福祉医療施設 4施設

【福祉施設】1施設

【医療施設】3施設

商業施設・駐車場 11施設

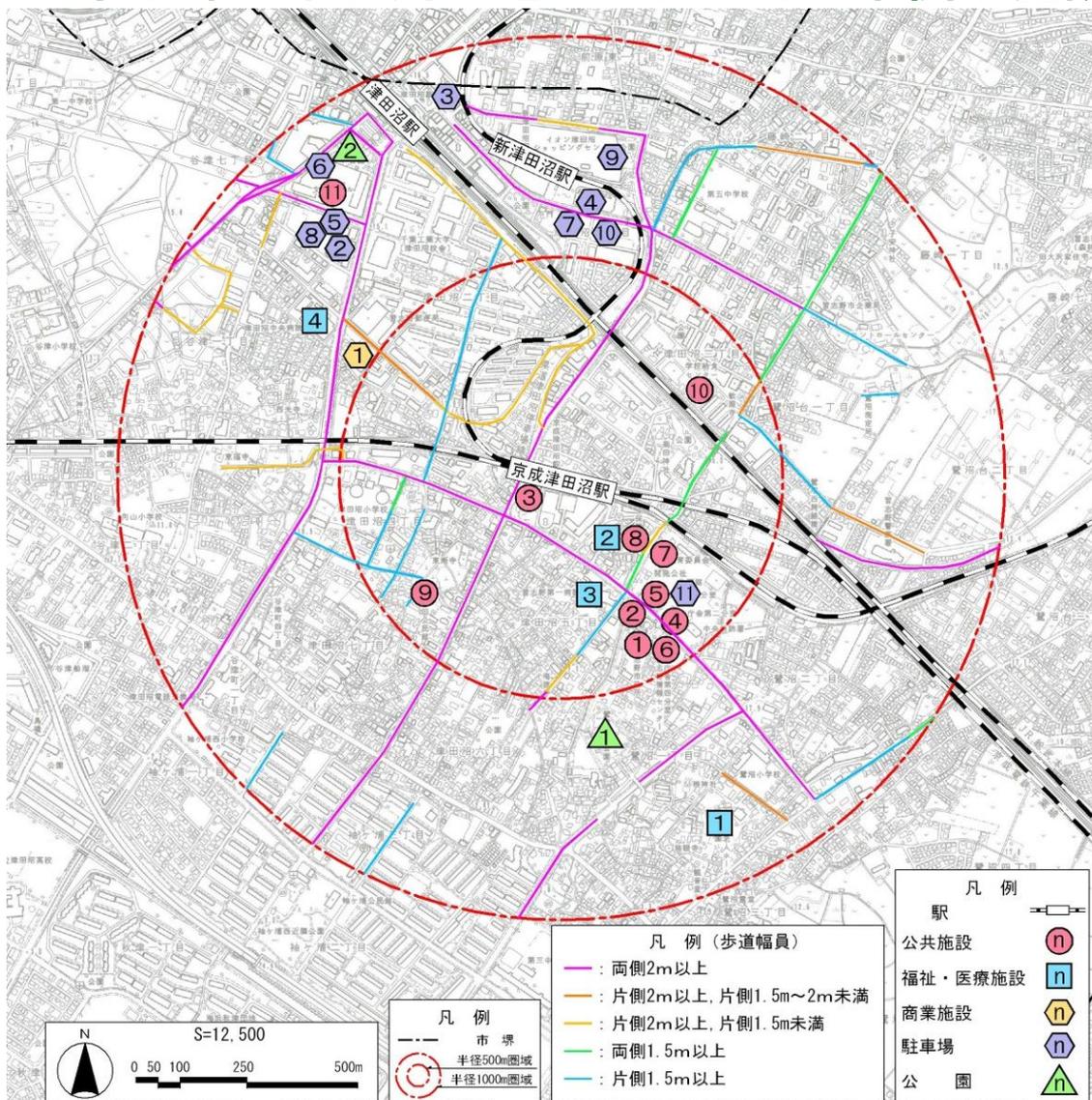
【商業施設】1施設

【駐車場】10施設

公園

【近隣公園】2施設

■京成津田沼駅周辺地区における生活関連施設(案)



公共施設 11施設

【官公庁】7施設

【保健施設】1施設

【社会教育施設】2施設

【文化施設】1施設

福祉医療施設 4施設

【福祉施設】1施設

【医療施設】3施設

商業施設・駐車場 11施設

【商業施設】1施設

【駐車場】10施設

公園

【近隣公園】2施設

(4) 生活関連施設及び生活関連経路の検討

■ JR新習志野駅周辺地区における生活関連施設(案)

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	社会教育	袖ヶ浦公民館	1000	1			
公共施設	社会教育	新習志野公民館・図書館	200	2			
公共施設	社会教育	秋津野球場	200	3			
公共施設	社会教育	秋津サッカー場	300	4			
公共施設	社会教育	秋津テニスコート	600	5			
福祉・医療施設	障がい高齢福祉	総合福祉センター関連	400		1		
福祉・医療施設	老	ケアセンター習志野	500		2		
福祉・医療施設	老	セイワ習志野	400		3		
福祉・医療施設	老	ヴィラ清和	500		4		
福祉・医療施設	障	あきつ園(障がい福祉S)	400		5		
商業施設・駐車場	商業	ハイパーモールメルクス新習志野	200			1	
商業施設・駐車場	商業	東京インテリア家具	400			2	
商業施設・駐車場	駐車場	ハイパーモールメルクス新習志野	200			3	
商業施設・駐車場	駐車場	日産カレスト幕張(株)	600			4	
商業施設・駐車場	駐車場	習志野ポートピア	400			5	
公園	公園	袖ヶ浦西近隣公園	900				1
公園	公園	習志野緑地	-				2
公園	公園	袖ヶ浦1丁目緑地	900				3
公園	公園	袖ヶ浦2丁目緑地	800				4
公園	公園	芝園公園	900				5
公園	公園	茜浜緑地	900				6
公園	公園	袖ヶ浦地区公園	1000				7
公園	公園	袖ヶ浦5丁目緑地	1100				8
公園	公園	香澄近隣公園	1000				9

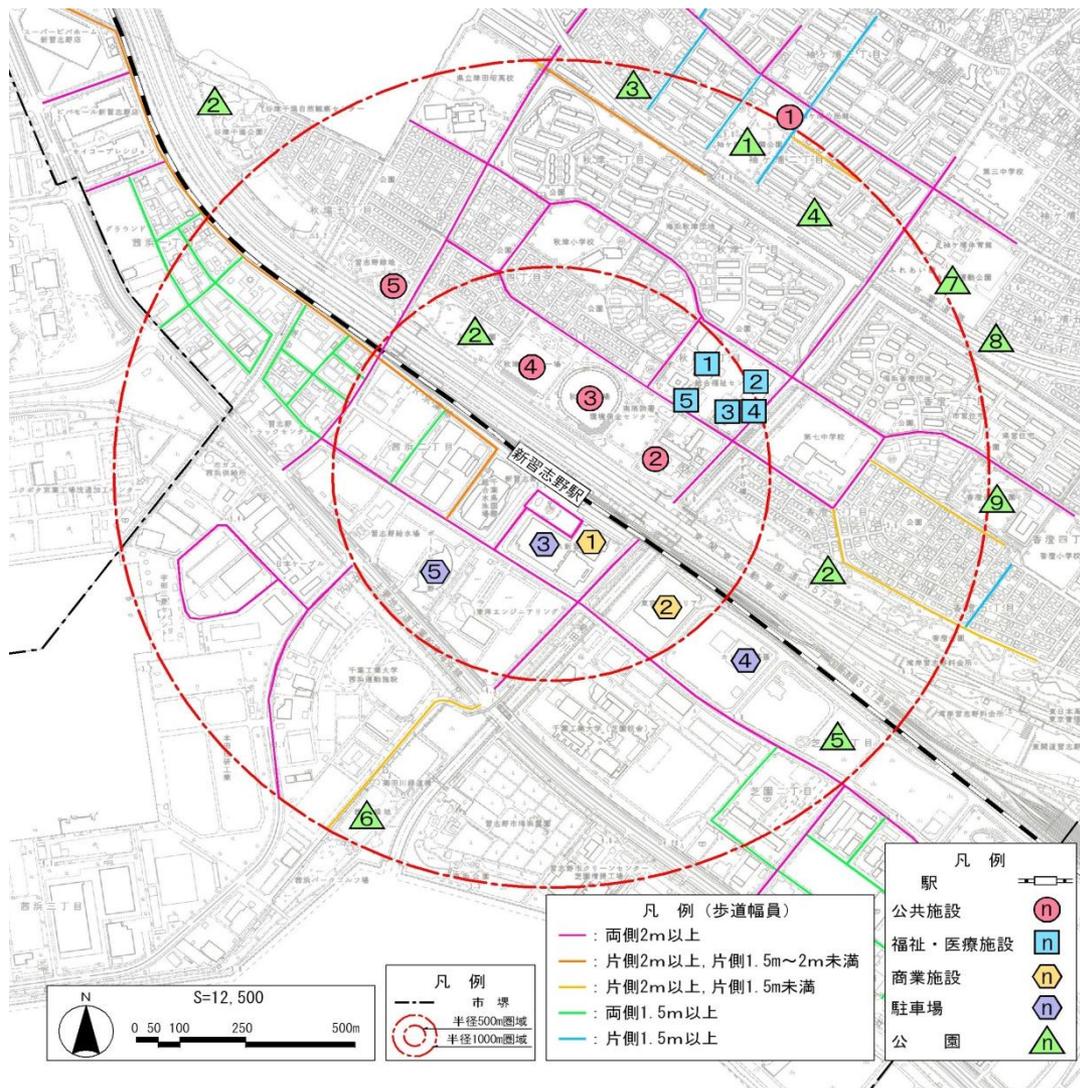
公共施設 5施設
 【官公庁】なし
 【保健施設】なし
 【社会教育施設】5施設
 【文化施設】なし

福祉医療施設 5施設
 【福祉施設】5施設
 【医療施設】なし

商業施設・駐車場 2施設
 【商業施設】1施設
 【駐車場】3施設

公園 9施設
 【近隣公園】9施設

■ JR新習志野駅周辺地区における生活関連施設(案)



公共施設 5施設
 【官公庁】なし
 【保健施設】なし
 【社会教育施設】5施設
 【文化施設】なし

福祉医療施設 5施設
 【福祉施設】5施設
 【医療施設】なし

商業施設・駐車場 2施設
 【商業施設】1施設
 【駐車場】3施設

公園 9施設
 【近隣公園】9施設

◆習志野市における生活関連経路(案)の検討◆

本市においては、バリアフリー法に基づきつつ、以下の考え方に基づいて生活関連経路(案)を設定します。

(1) 生活関連経路の範囲

生活関連経路の範囲は次のとおりとします。

- ①重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を、必ず1経路(以上)確保します。
- ②生活関連施設間の移動は、通常徒歩による移動が可能とすることを基本とします。

◆習志野市における生活関連経路(案)の検討◆

(2) 経路の選択条件

道路の選択条件は、次の①又は②に該当するものとします。

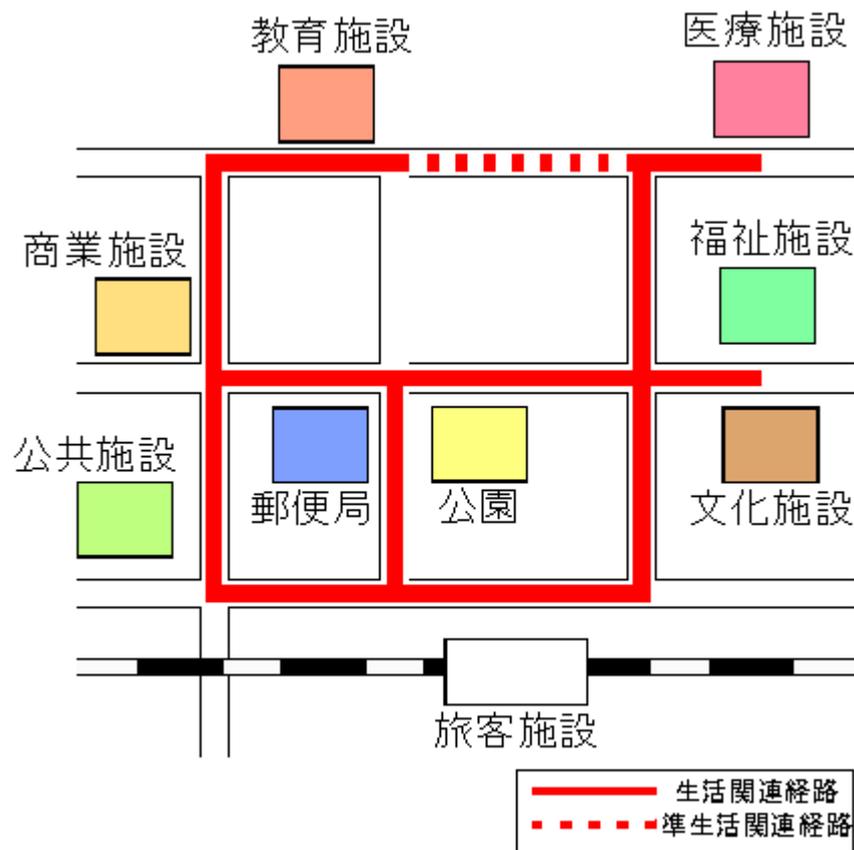
①歩道の有効幅員が2m以上で、かつ縦断勾配が原則5%以下の道路区間。

②実現可能性が高い道路

- ・ 目標年次（平成37年）までに完了が見込まれること。
- ・ 道路の新設・改良、市街地開発事業の事業中または予定中のもので、目標年次までに完了が見込まれるもの。
- ・ 生活関連経路として整備が完了しているもの。



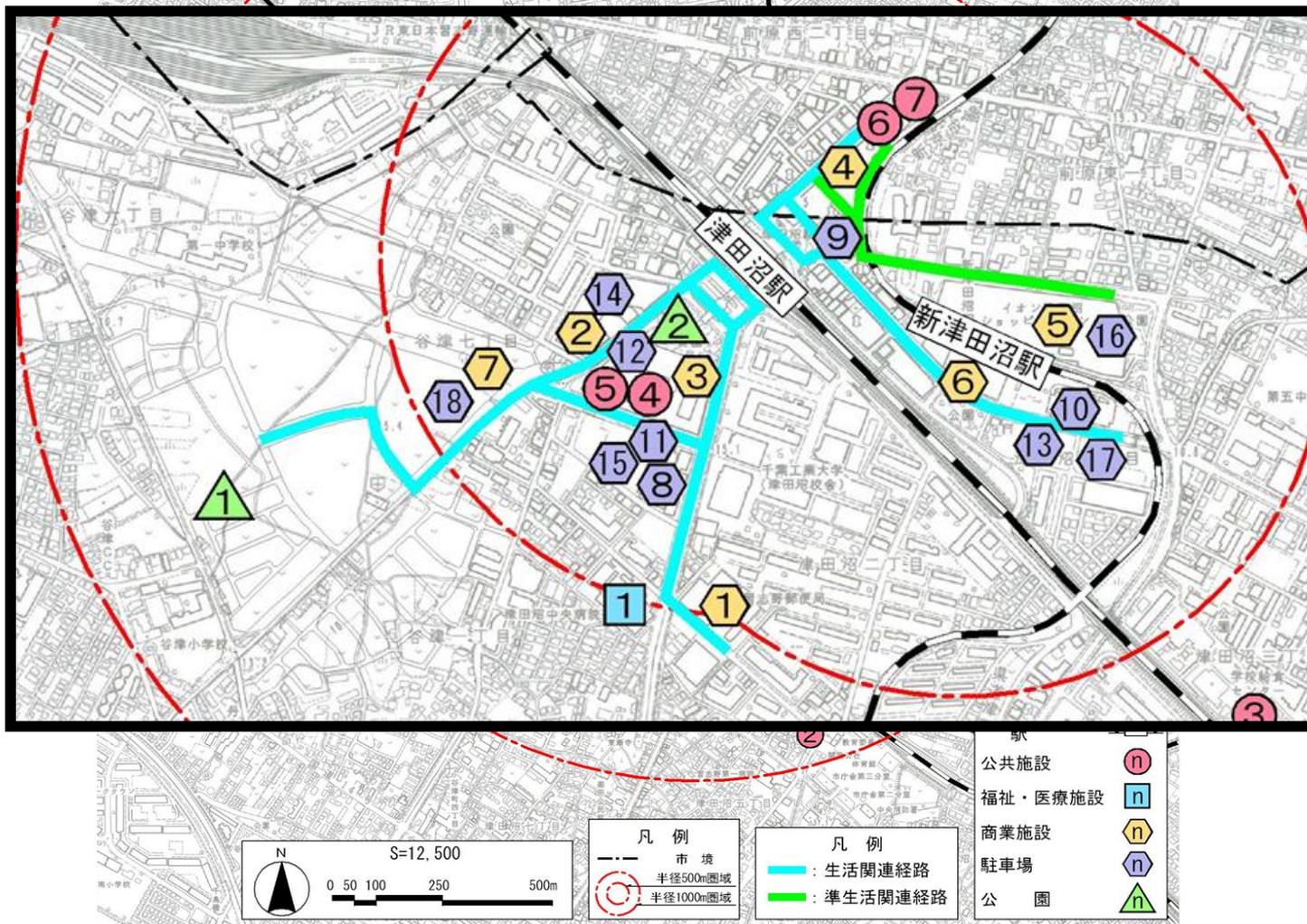
◆習志野市における生活関連経路(案)の検討◆



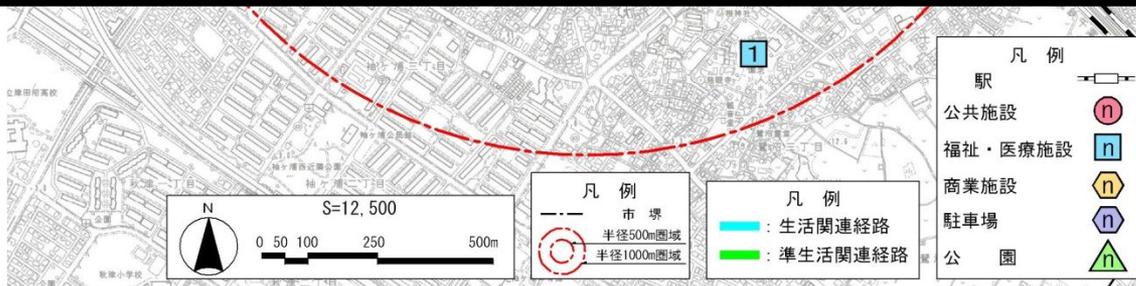
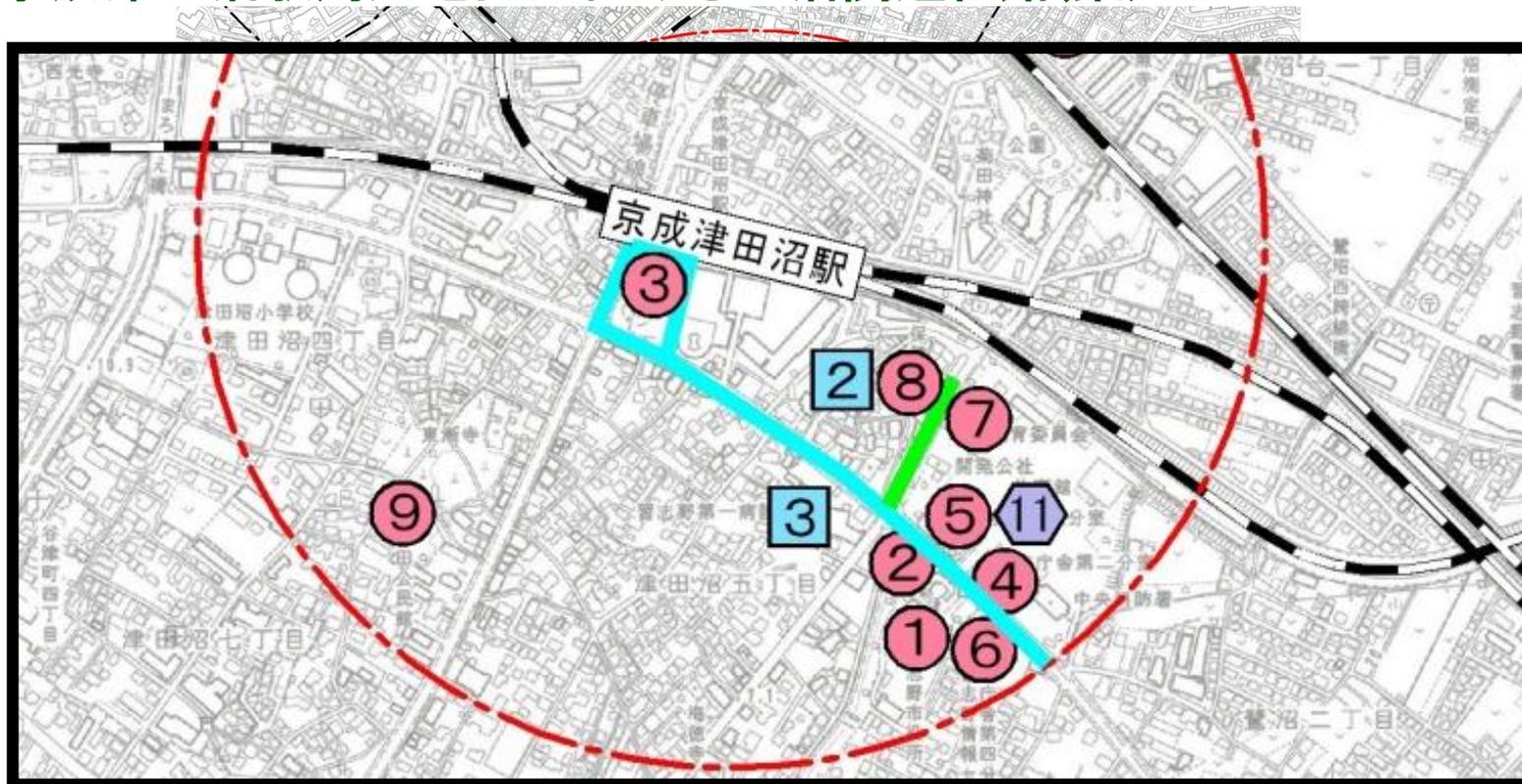
▲生活関連経路(案)のイメージ

(4) 生活関連施設及び生活関連経路の検討

■ JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区における生活関連経路(案)

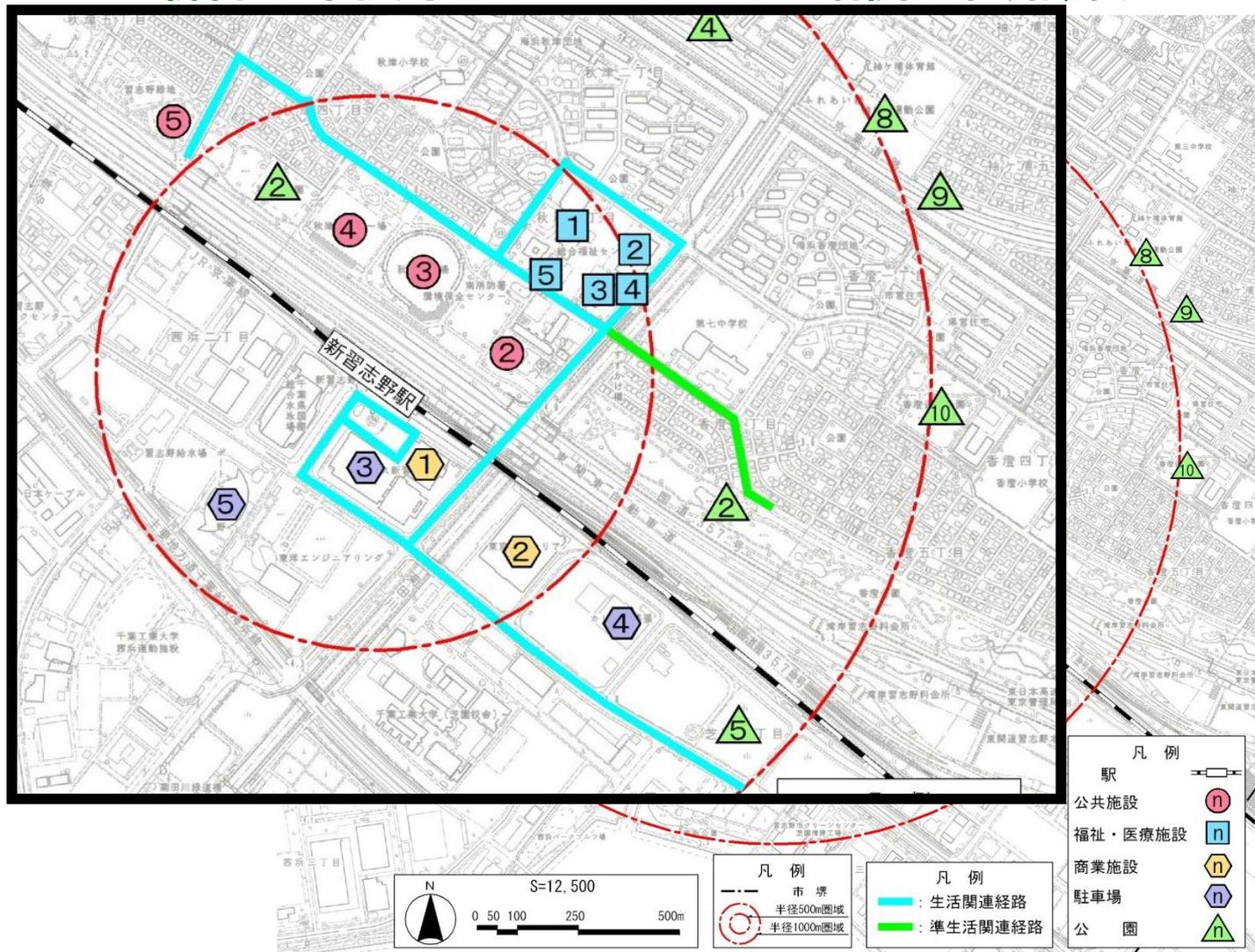


■京成津田沼駅周辺地区における生活関連経路(案)



(4) 生活関連施設及び生活関連経路の検討

■ JR新習志野駅周辺地区における生活関連経路(案)



今後のスケジュール

○今後のスケジュール（今年度）

- 1 1月中旬旬：予定「**バリアフリーまち歩き点検**」
 - まち歩きルートの確認 ▪ 確認のポイントと視点
 - まち歩き
 - グループワーク（点検結果のベスト3・ワースト3、改善に向けたアイデア）
 - 結果報告

- 1 2月中旬旬：予定「**第3回バリアフリー基本構想策定協議会**」
 - バリアリー化に向けての取り組み事業の検討
 - ソフト施策に関する事項の検討

- 2月頃：予定「**第4回バリアフリー基本構想策定協議会**」
 - 基本構想（案）の策定
 - パブリックコメントについて